第11号議案 平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算 (事業勘定)

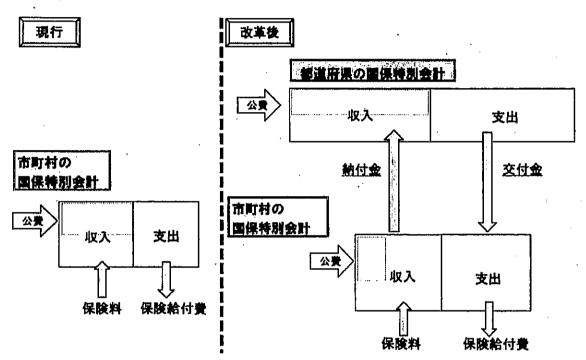
目	次	ページ
1	都道府県単位化後の財政運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1~3
2	平成30年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4~5
3	国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(平成30年度)・・・・・	6
4	国民健康保険事業における補助金等の流れ(平成30年度)・・	7
5	国民健康保険の諸状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8~10
6	平成30年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11~17
7	平成30年度長崎市国民健康保険事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18~26
8	地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正 (今後改正予定)	27
<参	· 考資料>	-
1	平成30年度国民健康保険制度改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

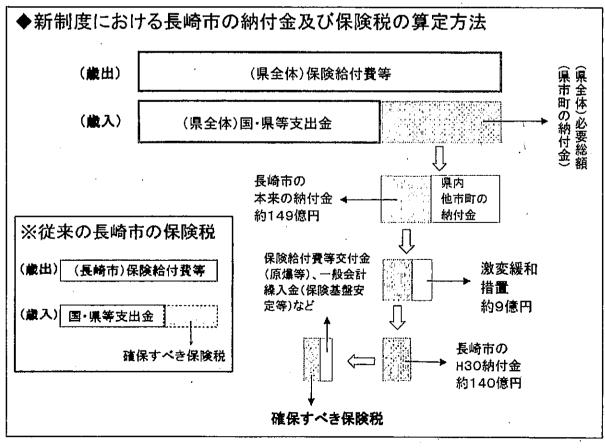
市民健康部

平成30年2月



- 1 都道府県単位化後の財政運営
 - (1)制度改革の概要について
 - <u>都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定</u>や、保険給付に 必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の 「入り」と「出」を管理する。
 - ※ 都道府県にも国保特別会計を設置
 - 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。
 - ※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮





(2) 平成30年度国民健康保険事業費納付金(県提示)

(単位:千円)

	区	3	分		一般	退職	計
医浆	聚給(寸費	納付	金	10, 335, 913	28, 606	10, 364, 519
後期間	5齢者:	支援:	金等約	付金	2, 763, 597	9, 849	2, 773, 446
介	護	納	付	金	936, 386	-	936, 386
		計	···		14, 035, 896	38, 455	14, 074, 351

制度改革後は、市町は、県が示す国保事業費納付金を県に納付しなければならない。(改正後の国民健康保険法第75条の7第2項)

当該納付金については、主に国保税や一般会計繰入金(保険基盤安定)等の財源を充当する。

(3) 平成30年度長崎市国民健康保険税の税率等について

制度改革後は、県が各市町に提示する標準保険税率を参考にして、市町が独自の 保険税率を決定する。

ア 標準保険税率と現行税率との比較

(ア) 長崎県が示す標準保険税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	8. 96%	3. 09%	2. 50%	14. 55%
均等割(円)	25, 337	8, 977	9, 202	43, 516
平等割(円)	18, 332	6, 360	4, 974	29, 666

(イ) 現行税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	8, 10%	3. 00%	2. 30%	13. 40%
均等割(円)	24, 800	9, 500	8, 700	43, 000
平等割(円)	18, 400	6, 900	4, 900	30, 200

(ウ) 増減 ((ア)ー(イ))

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	0. 86%	0. 09%	0. 20%	1. 15%
均等割(円)、	537	▲ 523	502	516
平等割(円)	▲ 68	▲ 540	74	▲ 534

【平成30年度における一人あたり税負担額の比較】

区分	一般•現年調定額 (見込)	一人当たり 税負担額(見込)	
現行税率①	8,870,543千円	89,881円	
県標準保険税率②	9,261,995千円	93,848円	
差引(②一①)	391,452千円	3,967円	

イ 平成30年度長崎市国民健康保険税率等の検討結果

国保財政調整基金を活用することで収支の均衡が図られ、財政運営が可能であることから、平成30年度の税率等は据え置くこととする。

【現行税率を据え置いた場合の平成30年度予算収支見込】

歳入	55,280,957千円
歳出	55,303,541千円
収支不足額	22,584千円

【国保財政調整基金について】

平成28年度の決算収支において剰余金が約7.8億円生じたことから、平成29年度の補正予算の財源として必要な額(約3.6億円)を差し引いた約4.2億円を国保財政調整基金に積み立て、税率の上昇抑制や収納率低下等による保険税収不足時の補填など、単年度における安定的な財源を確保するために、制度改革後も国保財政調整基金を確保する。

(単位:千円)

				<u> </u>	
区分	H27	H28	H29(見込)	H30(見込)	
前年度末残高	613,688	- [_	416,608	
積み立て	830	318	416,609	209	
取り崩し	614,518	318	1	22,584	
年度末残高	_	-	416,608	394,233	

【被保険者負担軽減分一般会計繰入金について】

平成28年度の税率改定に際し、被保険者の税負担の軽減を図るため、平成27年度から平成29年度までの限定措置として一般会計から法定外繰入を実施してきた。

平成30年度においては、制度改革に伴う被保険者負担の軽減を目的とした激変緩和措置 (約9億円)をはじめとする国の財政支援の拡充(全体で約3,400億円)もあり、国保財政調整基金 を一部取り崩すことにより収支の均衡を図ることが可能であることから、被保険者負担軽減分 一般会計繰入金は行わない。

区分	H27	H27 H28		H30(見込)
一般会計繰入金	364,605	402,173	412,748	

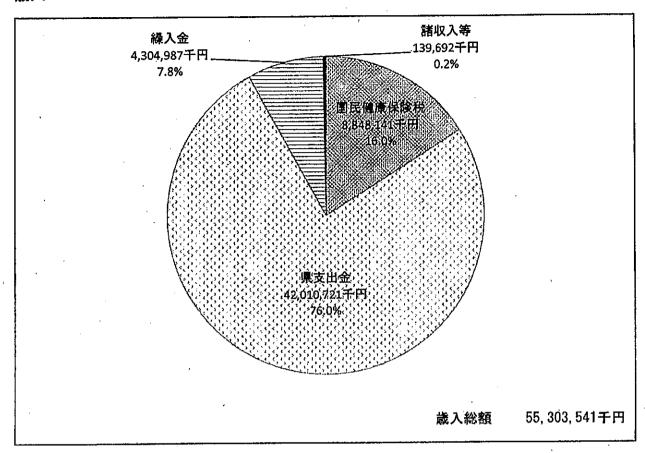
2 平成30年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定)

		歳		- 入	i.	
款	項	Ħ	平成30年度	平成 29 年度	差引	増減率(%)
1	国	民健康保険税	8, 848, 141	9, 243, 430	▲ 395, 289	▲ 4. 3
	1	国民健康保険税	8, 848, 141	9, 243, 430	▲ 395, 289	▲ 4. 3
		1 一般被保険者国民健康保険税	8, 773, 264	8, 999, 237	▲ 225, 973	▲ 2. 5
		2 退職被保険者等国民健康保険税	74, 877	244, 193	▲ 169, 316	▲ 69. 3
2	使	用料及び手数料	6, 869	7, 174	▲305	▲ 4. 3
3	国厂	車支出金	1	16, 015, 038	▲ 16, 015, 037	▲ 100.0
	1	国庫負担金	_1_	10, 939, 956	▲ 10, 939, 955	▲ 100.0
		1 療養給付費等負担金	1	10, 334, 214	▲ 10, 334, 213	▲ 100. 0
		高額医療費共同事業負担金(廃)	-	550, 118	▲ 550, 11,8	皆減
		特定健康診査等負担金(廃)		55, 624	▲ 55, 624	皆減
		国庫補助金	ı	5, 075, 082	▲ 5, 075, 082	皆減
		財政調整交付金(廃)	-	5, 045, 582	▲ 5, 045, 582	皆減
	İ	広域化準備事業費補助金(廃)		29, 500	▲ 29, 500	皆減
4	療	菱 給付費等交付金	1	834, 022	▲ 834, 021	▲ 100. 0
5	県3	支出金	42, 010, 721	2, 950, 723	39, 059, 998	1, 323. 7
	1	県補助金	42, 010, 721	2, 344, 981	39, 665, 740	1, 691. 5
		1 保険給付費等交付金	42, 010, 721	- .	42, 010, 721	皆増
		財政調整交付金(廃)		2, 343, 756	▲ 2, 343, 756	皆減
	İ	健康增進事業費補助金(廃)		1, 225	▲ 1, 225	皆減
		県負担金	-	605, 742	▲ 605, 742	皆減
		高額医療費共同事業負担金(廃)	_	550, 118	▲ 550, 118	皆減
		特定健康診査等負担金(廃)	-	55, 624	▲ 55, 624	皆減
6	財	奎収入	209	1	208	20, 800. 0
	1	財産運用収入	209	1	208	20, 800. 0
		1 利子及び配当金	209	1	208	20, 800. 0
7	繰	入金	4, 304, 987	4, 814, 595	▲ 509, 608	▲ 10.6
	1	他会計繰入金	4, 282, 403	4, 814, 594	▲ 532, 191	, 📥 11. 1
		1 一般会計繰入金	4, 282, 403	4, 814, 594	▲ 532, 191 -	▲ 11. 1
	2	基金繰入金	22, 584	1	22, 583	2, 258, 300. 0
		1 国民健康保険財政調整基金繰入金	22, 584	1	22, 583	2, 258, 300. 0
8	繰	越金	1	2	▲1	▲ 50. 0
9	諸」	収入	132, 611	143, 870	▲ 11, 259	▲ 7.8
	1	延滞金、加算金及び過料	50, 506	51, 144	▲638	▲ 1. 2
	2	雑入	82, 105	92, 726	▲ 10, 621	▲ 11. 5
	前	期高齢者交付金 (廃款)		17, 429, 732	▲ 17, 429, 732	皆減
	共	同事業交付金 (廃款)	. –	16, 506, 920	▲ 16, 506, 920	皆減
		合 計	55, 303, 541	67, 945, 507	▲ 12, 641, 966	▲ 18. 6

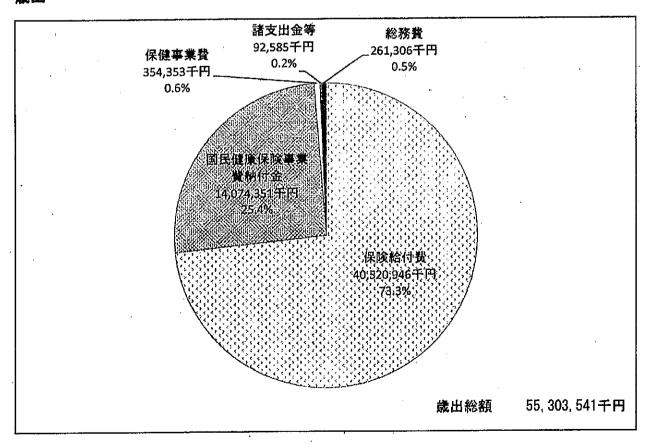
		歳		出		
款	項	目	平成30年度	平成 29 年度	差引	增減率(%)
1	総	務費	261, 306	289, 417	▲ 28, 111	▲ 9.7
	1	総務管理費	117, 674	141, 972	▲24 , 298	▲ 17.1
	2	徴税費	88, 694	93, 324	▲ 4, 630	▲ 5. 0
	3	運営協議会費	530	602		▲ 12. 0
	4	趣旨普及費	8, 084	7, 284	800	11.0
	5	特別対策事業費	46, 324	46, 235	89	0. 2
2	保	険給付費	40, 520, 946	43, 126, 592	▲ 2, 605, 646	▲ 6. 0
	1	療養諸費	35, 027, 580	37, 383, 164	▲ 2, 355, 584	▲ 6.3
	2	高額療養費	5, 316, 014	5, 565, 976	▲ 249, 962	▲ 4.5
	3	移送費	150	150	-	0.0
	4	出産育児諸費	163, 882	163, 462	420	0.3
	5	葬祭諸費	13, 320	13, 840	▲ 520	▲ 3.8
3	国.	民健康保険事業費納付金(新)	14, 074, 351	-	14, 074, 351	- 皆増
	1	医療給付費納付金	10, 364, 519	-	10, 364, 519	皆増
	,,	1 一般被保険者医療給付費納付金	10, 335, 913		10, 335, 913	皆増
		2 退職被保険者等医療給付費納付金	28, 606		28, 606	皆増
	2	後期高齡者支援金等納付金	2, 773, 446	-	2, 773, 446	皆増
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	2, 763, 597		2, 763, 597	皆増
		2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金	9, 849	-	9, 849	皆増
	3	介護納付金 -	936, 386	_	936, 386	皆増
		1 介護納付金	936, 386	_	936, 386	皆増
4	保	建事業費	354, 353	374, 245	▲ 19, 892	▲ 5.3
	1	特定健康診査等事業費	266, 397	281, 386	▲ 14, 989	▲ 5.3
]		保健事業費	87, 956	92, 859	▲ 4, 903	▲ 5, 3
5		金積立金	209	1	208	20, 800. 0
	1	基金積立金	209	1	208	20, 800. 0
		1 国民健康保険財政調整基金積立金	209	1	208	20, 800, C
6		支出金	82, 376	70, 193	12, 183	17. 4
	1	償還金及び還付加算金等	47, 252	36, 999	10, 253	27.7
		1 一般被保険者保険税還付金	46, 640	36, 098	10, 542	29. 2
		2 退職被保険者等保険税還付金	611	900	▲289	▲ 32.1
		3 償還金	1	1.		0.0
ļ	لــِــ	国庫支出金等過年度分返還金	. 1	1		0.0
ᆜ		繰出金	35, 124	33, 194	1, 930	5.8
<u>7</u>	_	清費	10,000	10, 000	-	0.0
		期高齢者支援金等(廃款)		5, 770, 350	▲ 5, 770, 350	皆減
		期高齢者納付金等(廃款)	_	20, 769	▲ 20, 769	皆減
		人保健拠出金(廃款)	_	127	▲ 127	皆減
		護納付金(廃款)	-	2, 300, 330	▲ 2, 300, 330	皆滅
	共	同事業拠出金(廃款)	_	15, 983, 483	▲ 15, 983, 483	皆滅
		合 計	55, 303, 541	67, 945, 507	▲ 12, 641, 966	▲ 18.6

3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(平成30年度)

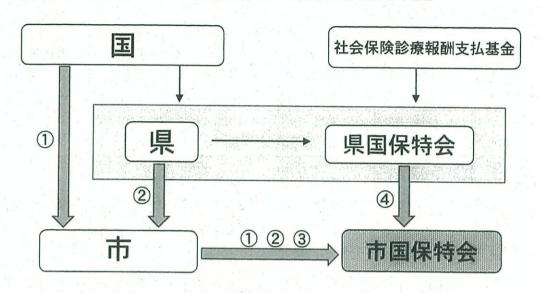
一歳入一



---歳出---



4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(平成30年度)



		T-				(単位:千円)
		款	名称	H30予算(A)	H29予算(B)	差引(A)-(B)	備考
			保 険 基 盤 安 定 費 (支 援 分 1/2)	458, 836	472, 349	▲ 13, 513	
1	田 般 保	7	保 陵 基 盤 安 定 費 (軽減分1/4 支援分1/4)	672, 140	700, 996	▲ 28, 856	
0	■ ● 般 保特 会 → 特	1	財政安定化支援事業分	841, 760	833, 724	8, 036	
	н д		出産育児一時金分	109, 200	108, 920	280	
			事務費相当分	154, 019	150, 964	3, 055	An A = 1
2	県 → ^一 般会 → 国保 計 特会	7	保 険 基 盤 安 定 費 (軽減分3/4 支援分1/4)	1, 557, 581	1, 630, 636	▲ 73, 055	一般会計 3款 民生費 より受入分
			条 例 減 免 分	21, 753	31, 573	▲ 9, 820	より支入力
3	一般 一→ 国保 会計 → 特会	7	福祉医療費現物給付化 影響分	414, 847	400, 445	14, 402	
	会計 特会		特定健康診査無料化等分	52, 267	72, 239	▲ 19, 972	
			被保険者負担軽減分	0	412, 748	▲ 412, 748	
	(①~3) 0.	計	4, 282, 403	4, 814, 594	▲ 532, 191	
4	県国保 ———— 国保 特会 特会	5	保険給付費等交付金	42, 010, 721	0	42, 010, 721	
	④ の	計		42, 010, 721	0	42, 010, 721	

[※] 斜体は地方交付税措置分。

5 国民健康保険の諸状況

(1) 国保の加入状況 (3-2月平均)

(単位:人)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (当初予算)
被保険者数	115, 034	112, 036	108, 275	102, 916	99, 782
対前年度伸び率(%)	▲ 2. 23	▲ 2. 61	▲ 3. 36	▲ 4. 95	▲ 3. 05
一 般	107, 772	106, 705	104, 992	101, 267	98, 860
対前年度伸び率 (%)	▲ 1. 35	▲ 0.99	▲ 1. 61	▲ 3. 55	▲ 2.38
未就学児	3, 102	2, 938	2, 804	2, 603	2, 450
対前年度伸び率 (%)	▲ 5.54	▲ 5. 29	4 4. 56	▲ 7: 17	▲ 5. 88
前期高齢者	43, 776	44, 823	45, 271	45, 294	45, 618
対前年度伸び率 (%)	3. 45	2. 39	1. 00	0. 05	0. 72
その他	60, 894	58, 944	56, 917	53, 370	50, 792
対前年度伸び率 (%)	▲ 4. 33	▲ 3. 20	▲ 3.44	▲ 6. 23	4 4 83
退 職	7, 262	5, 331	3, 283	1, 649	922
対前年度伸び率 (%)	▲ 13.63	▲ 26. 59	▲ 38. 42	4 9. 77	4 4. 09
介護2号被保険者(再掲)	42, 321	39, 917	37, 258	34, 039	31, 655
対前年度伸び率(%)	▲ 6. 20	▲ 5.68	▲ 6.66	▲ 8.64	▲ 7. 00
加入世帯数 (世帯)	71, 544	70, 697	69, 313	66, 551	64, 265
対前年度伸び率 (%)	▲ 1. 05	▲ 1.18	▲ 1. 96	▲ 3. 98	▲ 3. 43
うち介護2号世帯数(世帯)	34, 622	33, 055	31, 260	28, 811	26, 948
対前年度伸び率 (%)	▲ 5. 13	▲ 4.53	▲ 5. 43	▲ 7.83	▲ 6. 47

(2) 医療費(療養諸費)の動向(3-2月実績)

,	区分	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (当初予算)
	費用額(千円)	47, 499, 214	48, 970, 396	47, 757, 713	47, 434, 721	47, 249, 355
—般	対前年度伸び率(%)	0. 91	3. 10	▲ 2.48	▲ 0.68	▲ 0.39
	1人当たり費用額(円)	440, 738	458, 933	454, 870	468, 412	477, 942
	対前年度伸び率(%)	2. 29	4. 13	▲ 0.89	. 2. 98	2. 03
	費用額(千円)	3, 203, 522	2, 481, 032	1, 521, 404	786, 380	451, 350
退職	対前年度伸び率 (%)	▲ 12. 94	▲ 22. 55	▲ 38.68	4 8. 31	▲ 42.60
灰疵	1人当たり費用額(円)	441, 135	465, 397	463, 419	476, 883	489, 534
	対前年度伸び率(%)	0. 79	5. 50	▲ 0.43	2. 91	2 65
	費用額(千円)	50, 702, 736	51, 451, 428	49, 279, 117	48, 221, 101	47, 700, 705
스타	対前年度伸び率(%)	▲ 0.10	1. 48	▲ 4. 22	▲ 2. 15	▲ 1. 08
合計	1人当たり費用額(円)	440, 763	459, 240	455, 129	468, 548	478, 049
	対前年度伸び率 (%)	2. 18	4. 19	▲ 0. 90	2. 95	2. 03

(3) 税率等の状況

	区	分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)
	所	得	割	8. 1%				
基	均	等	割	24,800円				
基礎分	邳	等	割	18, 400円				
	課和	兑限月	医額	510,000円	520,000円	540,000円		580,000円※
後地	所	得	割	1.5%		3. 0%		
援期金高	均	等	割	4,800円		9, 500円		
等齢分者	<u>ज</u> र	等	割	3,500円		6, 900円		
" []	課和	兑限月	医額	160,000円	170,000円	190,000円		
介	所	得	割	2. 3%				
護納	均	等	割	8, 700円	*****			
付金	平	等	割	4, 900円				
分	課和	兇限月	建額	140,000円	160,000円			

※地方税法施行令改正後に長崎市国民健康保険税条例を改正予定 (平成30年3月末予定)

(4) 課税の状況 (現年課税分)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (当初予算)
調定額(千円)	8, 909, 020	8, 656, 733	9, 596, 341	9, 225, 131	8, 920, 515
対前年度伸び率(%)	▲ 3, 98	▲ 2.83	10. 85	▲ 3.87	▲ 3.30
基礎分(千円)	6, 755, 919	6, 571, 711	6, 446, 155	6, 216, 174	6, 036, 579
対前年度伸び率(%)	▲ 3.80	▲ 2. 73	▲ 1.91	▲ 3.57	▲ 2.89
後期高齢省支援金等分 (千円)	1, 307, 391	1, 273, 049	2, 388, 854	2, 313, 206	2, 238, 214
対前年度伸び率(%)	▲ 3. 19	▲ 2.63	87. 65	▲ 3.17	▲ 3.24
介護納付金分(千円)	845, 710	811, 973	761, 332	695, 751	645, 722
対前年度伸び率(%)	▲ 6.48	▲ 3.99	▲ 6.24	▲ 8.61	▲ 7. 19
1人当たり調定額(円)	77, 447	77, 267	88, 629	89, 637	89, 400
対前年度伸び率(%)	▲ 1.78	▲ 0.23	14. 70	1.14	▲ 0. 26
基礎分 (円)	58, 730	58, 657	59, 535	60, 400	60, 498
対前年度伸び率(%)	▲ 1.61	▲ 0.12	1. 50	1. 45	0. 16
後期高齢者支援金等分 (円)	11, 365	11, 363	22, 063	22, 477	22, 431
対前年度伸び率(%)	▲ 0.98	▲ 0.02	94. 17	1. 88	▲ 0.20
介護納付金分(円)	19, 983	20, 342	20, 434	20, 440	20, 399
対前年度伸び率(%)	▲ 0.30	1. 79	0. 45	0. 03	▲ 0. 20

(5) 収納率の動向

(単位:%)

Γ	区分	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (当初予算)
現	年課税分	90. 43%	90, 79%	90. 81%	90. 87%	90. 81%
	対前年度伸び率(%)	0. 31	0. 40	0. 02	0. 07	▲ 0.07
	基礎分	90. 75%	91. 24%	91. 26%	91. 29%	91. 23%
	対前年度伸び率 (%)	0. 10	0. 54	0. 02	0. 03	▲ 0.07
	後期高齢者支援金等分	90. 47%	90. 53%	90. 61%	90. 72%	90. 67%
	対前年度伸び率 (%)	0.80	0. 07	0.09	0. 12	▲ 0.06
	介護納付金分	87. 77%	87. 51%	87. 58%	87. 63%	87. 40%
	対前年度伸び率 (%)	1. 05	▲ 0, 30	0. 08	0.06	▲ 0.26
滞	納繰越分(全体分)	20. 71%	25. 77%	27. 68%	28. 08%	28. 17%
	対前年度伸び率(%)	23. 57	24, 43	7. 41	1. 45	0. 32

6 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

(1)歳入

(1) 蔵 人						•	(単位:十円)
款	説		明		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)
第1款				(単位:千円)			,
国民健康保険税		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)	8, 848, 141	9, 243, 430	▲ 395, 289
	一般被保険者国保税現年課税分	8, 053, 181	8, 300, 051	4 246, 870			
	一般被保険者国保税滞納繰越分	720, 083	699, 186	20, 897			
	一般被保険者国保税計	8, 773, 264	8, 999, 237	▲ 225, 973			
	退職被保険者等国保税現年課税分	47, 872	205, 924	▲ 158, 052			
	退職被保険者等国保税滞納繰越分	27, 005	38, 269	▲ 11, 264	-		
	退職被保険者等国保税計	74, 877	244, 193	▲ 169, 316			
	国民健康保険税合計	8, 848, 141	9, 243, 430	▲ 395, 289			,
第2款							<u> </u>
東用料及び手数料				(単位:千円)	6, 869	7, 174	▲ 30
		H30年度(A)		差引(A)-(B)	[·	
	国民健康保険税督促手数料等	6, 869	7, 174	▲ 305			
第3款	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(WH ===)			
国庫支出金	·	H30年度(A)	以20年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	1	16, 015, 038	1 6, 0 15, 0 3
	国庫負担金	1100平及(八)		▲ 10, 939, 955			
	国庫補助金	0		▲ 5, 075, 082		1	
	国庫支出金計	1		▲ 16, 015, 037			
4款			· · · · · ·				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				(単位:千円)			
永远的时间守久门立		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)	1	834, 022	A 834, 02
	療養給付費等交付金	1	834, 022	▲ 834, 021			
-							

款	説		明		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)
第5款	· ·			(単位:干円)			
県支出金		H30年度(A)	H29年度(B)		42, 010, 721	2, 950, 723	39, 059, 998
	県補助金	42, 010, 721	2, 344, 981	39, 665, 740			
	県負担金	0	605, 742	▲ 605, 742			-
	県支出金計	42, 010, 721	2, 950, 723	39, 059, 998		,	
-		•	•		!	•	
	【県補助金の内訳】						
	保険給付費等交付金	42, 010, 721					,
	普通交付金	40, 331, 754					
	特別交付金	1, 678, 967				·	
	原爆被爆者分	870, 718					
	結核・精神病分	187, 376					-
	直営診療所分	35, 124				·	
	保険者努力支援分	180, 488					
	特定健康診査等負担金分	101, 296			•	•	
'	県2号繰入金分	120, 600					
	その他	183, 365		•			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	*保険給付費等交付金	- htt s - chail 27 - L - L - L - L - L					
	平成30年度の国保都道府県単位化に 基づき都道府県から交付されるもの。	伴い創設された交	付金で、国保法第	75条の2に		1	
	〇普通交付金						
	保険給付費のうち、療養給付料 (医科・歯科・調剤・訪問者						,
	一 村(医科・園科・調剤・初向を ○ 特別交付金	陵/に安りつ貫州	の主観が文別でれ	<i>ି</i> ବ ം			
	特別な事情を考慮しだり、图	療養適正化など積	種的な取り組みを	評価したりす			1
	ることにより交付される。					1.	
					,		'
					<u> </u>		

款	説		明		H30年度(A)	H29年度(B)	差引 (A) — (B
第6款				(244 - 7 - 7)		-	
財産収入		H30年度(A)	以20年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	209	1	20
	国民健康保険財政調整基金利息	209		208	_	-	
	Manufacture belower by the parties and the	200		200			
		<u> </u>					
繰入金		H30年度(A)	H29年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	4, 304, 987	4, 814, 595	▲ 509, 6
	保険税軽減分(医療分、支援金分)	1, 643, 027	1, 726, 254	▲ 83, 227			
	保険税軽減分(介護分)	127, 858					
•	小計	1, 770, 885					
	保険者支援分	917, 672	944, 698	▲ 27, 026			
	保険基盤安定費繰入金計	2, 688, 557	2, 803, 981	▲ 115, 424			
		.					
		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)			
-	財政安定化支援事業分	841, 760	833, 724	8, 036			
	出産育児一時金分	109, 200	108, 920	280			
	事務費相当分	154, 019	150, 964	3, 055			10
	特定健康診査無料化等分	52, 267	72, 239	▲ 19, 972			-
•	条例減免分	21, 753	31, 573	▲ 9,820			
	福祉医療費現物給付化影響分	414, 847	400, 445	14, 402	•		
,	被保険者負担軽減分	0	412, 748	▲ 412, 748		,	
	その他一般会計繰入金計	1, 593, 846	2, 010, 613	▲ 416, 767	ļ		•
	一般会計繰入金計	4, 282, 403	4, 814, 594	▲ 532, 191	1		
	同日持庆/日松叶大河新学人49.1人	00.504		00 500	}		
	国民健康保険財政調整基金繰入金	22, 584	1]	22, 583		Ì	
						,	
	繰入金合計	4, 304, 987	4, 814, 595	▲ 509, 608			-
·							
				-		ļ	-

款	説	明	H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)
第8款 繰越金	前年度繰越金	(単位:千円 H30年度(A) H29年度(B) 差引(A) - (B 1 2 ▲		2	. ▲ 1
第9款 諸収入	延滞金等 第三者納付金等 諸収入合計	(単位:千円 H30年度(A) H29年度(B) 差引(A) - (B 50,506 51,144 ▲ 63 82,105 92,726 ▲ 10,62 132,611 143,870 ▲ 11,25	8 1	143, 870	▲ 11, 259
歳入合計			55, 303, 541	67, 945, 507	1 2, 641, 966

款	説		明		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)
第1款		, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>	-	(84. 7四)		-	
総務費		H30年度(A)	H29年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	261, 306	289, 417	▲ 28, 11
	総務費	261, 306		▲ 28, 111			·
第2款				(W.U. ~ T)			
保険給付費		H30年度(A)	H29年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	40, 520, 946	43, 126, 592	A 2, 605, 64
j	療養諸費	35, 027, 580	37, 383, 164	▲ 2, 355, 584			
Ì	療養給付費	34, 494, 743	36, 790, 351	2 , 295, 608			
	療養費	423, 144	483, 127	▲ 59,983	1		
	審査支払・レセプト電算処理システム手数料	109, 693	109, 686	7			
	高額療養費	5, 316, 014	5, 565, 9.76	▲ 249, 962			
	移送費	150	150	0			
	出産育児諸費	163, 882	163, 462	420			
	葬祭諸費	13, 320		▲ 520			
	保険給付費合計	40, 520, 946	43, 126, 592	▲ 2, 605, 646			
第3款				(単位:千円)	14 074 051		14 074 00
国民健康保険 事業費納付金		H30年度(A)	H29年度(B)		14, 074, 351	0	14, 074, 35
	医療給付費納付金	10, 364, 519	0	10, 364, 519			į
	後期高齢者支援金等納付金	2, 773, 446	0	2, 773, 446			
	介護納付金	936, 386	0	936, 386			
	国民健康保険事業費納付金合計	14, 074, 351	0	14, 074, 351			
	* 国民健康保険事業費納付金 平成30年度の国保都道府県単位化 交付金の交付に要する費用や前期高 るため、国保法第75条の7に基づ 定めたガイドラインに従い県が計算	齢者納付金等国 き市町村が都道R	民健康保険事業に	要する費用に充て			

款	説		. 、 明		H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)
第4款				(単位:千円)			
保健事業費		H30年度(A)	H29年度(B)		354, 353	374, 245	▲ 19, 892
	特定健康診查費	210, 338	227, 562	▲ 17, 224			
	特定保健指導費	1, 751	2, 616				•
	特定健康診査受診率向上対策費	11, 569	17, 473				
	事務費	42, 739	33, 735				
,	特定健康診査等事業費計	266, 397	281, 386				
	·	H30年度(A)	H29年度(B)	差引(A)-(B)			
i	保健衛生普及費	26, 706		▲ 1, 535			
	疾病予防費	31, 398	31, 007	391			
	人間ドック健診費	24, 155	24, 160	▲ 5			
	歯科健診費	1, 486	1, 493	▲ 7			
	生活習慣病予防対策費	5, 757	5, 354	403			
	はり、きゅう施術費	29, 852	33, 611	^ ▲ 3,759			
	保健事業費計	87, 956	92, 859	▲ 4, 903			
	保健事業費合計	354, 353	374, 245	▲ 19,892			
第5款				 (単位:千円)		·	<u>-</u>
基金積立金		H30年度(A)	H29年度(B)	(単位: 丁円) 差引(A) - (B)	209	1	208
-	国民健康保険財政調整基金積立金			208			
第6款		·		(当件、工門)			
諸支出金		H30年度(A)	H29年度(B)	(単位:千円) 差引(A)-(B)	82, 376	70, 193	12, 18
	償還金及び還付加算金等	47, 252					
	保険税還付金及び還付加算金		36, 998				
	價還金	. 1	1	0			
	繰出金(直営診療施設勘定分)	35, 124	33, 194	1, 930			1.
	諸支出金合計	82, 376			•	•	,

(単位<u>:千円)</u>

款	説		明			平成29年度	差引(A)-(B)	
第7款 予備費	予備費	平成30年度	平成29年度	(単位:千円) 差引(A)-(B) 0	10, 000	10, 000	0	
歳出合計					55, 303, 541	67, 945, 507	1 2, 641, 966	

7 平成30年度長崎市国民健康保険事業実施計画書

(1) 事業運営の基本方針

国民健康保険は制度創設以来、わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を担い、地域住民の健康増進と地域医療の確保に大きく貢献している。

しかしながら、近年の人口減少に伴う被保険者数の減少や、少子・高齢化社会の急速な進展に伴う医療費の増加等の影響で、国民健康保険の財政状況は年々悪化している。このような中で、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険への財政支援の拡充や、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることなどが明記され、国民健康保険制度は大きな変革の時期を迎える。

平成30年度以降は、長崎県が安定的な運営や事務の標準化等を目指して定める国民健康保険運営方針に基づいて運営していくことになるが、引き続き保険者の自助努力が必要である。そのための方策として、収入の面からは収納率向上対策、支出の面からは医療費適正化対策が最重点項目であると捉えている。収納対策については、市税部門との徴収一元化、コンビニ収納の実施、ペイジーロ座振替受付サービス事業の実施、残高不足による口座振替不能に係る再振替など未収金対策の一層の強化を図っているところである。

また、医療費適正化対策については、「ジェネリック医薬品利用促進通知(差額通知)」の送付や保健師による普及啓発活動などにより普及・促進を図るとともに、特定健診に関するテレビ CM による周知啓発をはじめ、電車車体広告や新聞広告掲載委託事業を実施し、各種健診の受診率向上に努めるなど医療費の削減に取り組んでいるところである。

このような現状を踏まえ、次の方針のもと、事業の推進を図っていくものとする。

ア 適用の適正化を図る。

市民に対し、制度の趣旨徹底を図り、国保未加入者の解消に努める。

- イ 保険税の適正賦課に努める。
- (ア) 被保険者間の負担の不均衡の是正や中間所得者層の過重な負担の軽減から、 保険税の賦課割合等を適切に設定する。
 - (イ) 被保険者間の税負担の公平を図るため、保険税未申告者への個別調査や所得照会等の確認事務を通して所得の正確な把握に努める。
- ウ 保険税収入の確保を図る。
- エ 医療費の適正化を図る。
- オ 特定健診等の受診率の向上を図る。
- カ 国民健康保険事務の効率化を図る。

(2) 事業実施計画

ア 保険給付事業

(ア)療養の給付

○ 給付割合

義務教育就学前

8割

義務教育就学から70歳未満 7割

70歳以上75歳未満

※8割(現役並み所得者は7割)

※誕生日が昭和19年4月1日までの者は75歳到達まで特例措置により9割

(イ)療養費の支給

- 旅行先での急病等で被保険者証を使用せず現金払いをしたとき
- コルセットの代金、柔道整復師の施術を受けた場合等

(ウ)高額療養費の支給

a 医療費の自己負担限度額

70歳未満の方		アイウエ	(※1)	167, 400 80, 100 57, 600	〈140, 10 円+(医療費-55 〈93, 00 円+(医療費-26 〈44, 40 円 〈44, 40	8,000円)×1% 00円> 7,000円)×1% 00円>	
	オ		35,400円 <24,60 ~H30.7月診療 外来 自己負担限度額		H30.8月診療~ 自己負担限度額		
70歳以上 7歳未満の方	所得	年収約1 万 収 円 ~ 7 万 約 収 円 ~ 1 年 円 約 7	70 60万円	57,600円	療費-267,000円) × 1% (44, 400円)	252,600円+(医療費 -842,000円)×1% <140,100円> 167,400円+(医療費 -558,000円)×1% <93,000円> 80,100円+(医療費 -267,000円)×1% <44,400円> H30.8月診療~	
満の方		一 年収約156 般 方円~ 約370万円 市民税非課税世帯 低所得者I(※2) 低所得者I(※3)		年間144	2 4 4 1 2 4 2 4 4 2 4 4 4 4 2 4 4 4 4 4	18,000円 年間144,000円上限 (世帯)(変更なし))円	

◎ 〈 〉は、多数回該当の額

- ※1 ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超~901万円 以下の世帯 ウ 年間所得210万円超~600万円以下の世帯 エ 年間所得 210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯
- ※2 「低所得者II」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税 の世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者
- ※3 「低所得者 I」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税 で、かつ、世帯の所得金額がない世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被 保険者
- b世帯合算

同じ世帯で、同じ月に、70歳以上75歳未満の人 (後期高齢者医療制度の適用を受ける者を除く)は全 ての負担、70歳未満の人では個人単位で1つの医療 機関毎に各21,000円以上の負担が複数あった場 合、その額を合算して自己負担限度額を超えた分を支 給する。

こ 高額療養費多数該当世帯の特例

同一世帯で過去12か月以内に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給(該当)が4回以上あったとき、4回目からの自己負担限度額を超えた分について支給する。(70~74歳のみで構成される世帯については、「外来(個人ごと)」の自己負担限度額のみにより支給を受けた回数は算入しない。)

※(ウ)高額療養費の支給参照

d 75歳到達月の 特例 月の途中で75歳になる人(1日生まれを除く。) の自己負担限度額は、通常の2分の1の額とする。

e 県内異動者の特例

平成30年4月から県内の他市町への異動者については、高額療養費の多数回該当を世帯主が引き継ぐ。また、世帯が継続される場合は、転居月の高額療養費について、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担限度額が本来の2分の1、75歳到達前に県内の他市町への異動者については、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担額が本来の4分の1になる。

f長期高額疾病

血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全などの長期高額疾病については、高額療養費の1か月の自己負担限度額は10,000円とする。(70歳未満の人口透析をしている上位所得者は20,000円)

(工) 高額介護合算療養費

医療保険制度の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、医療と介護の1年間(8月~翌年7月末)の自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給する。

a 医療費および介護費の自己負担限度額(70歳未満変更なし)

70歳朱満の方	平成29年8月	平成30年8月~	平成	3 1 年	7.	月杉	療	
	ア	2, 120, 000円		2,	1 2 0	,	0 0	ο円
	1	1, 410, 000円		1',	410	,	0 0	0円
満の	ウ	670,000円			670	,	0 0	〇円
75	I	600,000円			600	,	0 0	0円
	オ	340,000円		;	3 4 0	,	0 0	〇円
			年収約1,160万 円~	2,	120	,	0 0	〇円
70	現役並み所得者 年収約370万円~	670,000円	年収約770万円 ~約1,160万円	1,	410	,	0 0	0円
			年収約370万円 ~約770万円		670	ı	0 0	0円
歳以上 5歳未満の方	一 般 年収約156万円~ 約370万円	560,000円	年収約156万円 ~ 約370万円	,	560	•	0 0	0円
	非住 低所得 I 税民 世 低所得 I	310,000円			3 1 0	,	0 0	0円
	税民 世 低所得 I	190,000円		•	190	, ,	0 0	0円

※ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超~901万円 以下の世帯 ウ 年間所得210万円超~600万円以下の世帯 エ 年間所得210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯

(オ) 移送費の支給

重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給する。支給額は、もっと も経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として算定され た額となる。

(カ) 出産育児一時金の支給 1件 420,000円 または 404,000円

(キ) 葬祭費の支給

1件 20,000円

(ク) 入院時食事療養費標準負担額(1食あたり)

			H28.4月~	H30.4月
		•	H30.3月診療	診療~
一般(下記以外のか)	た)	,	360円	460円
住民税非課税世帯	過去 12 か月	90 日までの場合	210	円
低 所 得 者 Ⅱ	の入院日数	90 日を超える場合	1 6 0 円	
低 所 得 者 I			100	円

(ケ)療養病床に入院する65歳以上の方の居住費(光熱水費相当額:1日あたり)

	~H29.9月	H29.10月~	H30.4月
	診療	H30.3月診療	診療~
医療区分Ⅰ※1	320円	370円	0 7 0 F
医療区分Ⅱ Ⅲ※2 (医療の必要性の高い方)	0円	200円	370円
難病患者		0円	· 0円

※1 医療区分Ⅱ皿に該当しない者

※2 医療区分Ⅱ:筋ジストロフィー・パーキンソン病関連等

医療区分皿:ズモン・医師及び看護師により、常時監視管理を実施している状態

(コ)海外療養費の支給

海外渡航中の病気・ケガなどで現地の医療機関で診療を受けた場合に、帰国後、 当該療養に対し療養費を支給する。

イ 事業運営安定化事業

(ア) 収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、目標収納率を設定し、確実な進行管理のもと収納 率の向上を図る。
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施し、新たな滞納の未然防止及び滞納の早期解消を図る。
- c 滞納者へ交付する短期保険証及び資格証明書の適正化を図り、これらを有効活用し、折衝機会及び納税の確保を図る。
- d 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行 使を含む滞納整理処分の徹底を図る。
- e 差し押えた不動産及び動産については、インターネット公売を活用する。
- f 口座振替の加入を促進するため、「ペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードと暗証番号による口座振替申込み)」事業を実施。また、滞納者についても、窓口等における接触の機会をとらえ口座振替の推進を図る。

(イ) 医療費適正化事業

- a レセプト点検(資格審査・内容審査・縦覧点検)の充実強化を図る。
- b 第三者行為求償事務の徹底強化を図る。
- c 国保連合会と連携した医療費分析の充実を図る。
- d ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進を図る。
- e 誤処方を防止し、適切な服薬を促進する。

(ウ) 保健事業

医療、保健、福祉との連携を密にし「被保険者の健康づくり」を推進する。
【主な事業内容】

a 特定健康診查·特定保健指導

(予算額 254,828 千円、 前年度当初予算額 263,913 千円)

医療費適正化を図るため、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に実施する。

区分	対象者見込	実施見込	実施率見込
特定健康診査	77, 693 人	25, 639 人	33. 0%
特定保健指導	2, 305 人	806 人	35. 0%

b 特定健康診査受診率向上対策事業

(予算額 11,569 千円、 前年度当初予算額 17,473 千円)

特定健診の受診率向上を図るため、周知・広報事業を実施する。具体的に、 テレビ CM・テレビパブリシティによる周知啓発、電車車体広告、新聞広告、 受診勧奨ハガキなどによる受診勧奨を実施する。

また、医療機関より特定健診未受診者の医療情報の提供を受け、受診率の向上につなげる「医療情報提供事業」を実施する。

c 生活習慣改善事業

(予算額 1,176 千円、 前年度当初予算額 1,200 千円) 公民館等において生活習慣病予防のため健康料理教室を行う。 (市内 9 ヵ所、3 回シリーズを 10 回開催予定)

d 訪問相談事業 (予算額 3,219千円、 前年度当初予算額 3,221千円) 重複多受診者やドック受診者に対するケアとして保健師訪問相談を実施する。 (訪問予定 160人)

e 人間ドック・脳ドック健診費助成事業 (予算額 24,155 千円、 前年度当初予算額 24,160 千円) 健診費用に対して一律 17,000 円を助成する。(補助対象人員 1,400 人)

f 歯科健診費助成事業

(予算額 1,486 千円、 前年度当初予算額 1,493 千円)

歯科医師会の歯科医院で歯科健診を実施し、費用の約9割を助成する。(補助対象人員 150人) また、一部の特定健診集団健診会場において、歯科健診を無料で実施する。

g エイズパンフレット配付事業

(予算額 173 千円、 前年度当初予算額 191 千円)

エイズ予防に関する知識の普及・啓発のため、エイズパンフレット 4,000 部を配付する。

h はり・きゅう施術費助成事業

(予算額 29,498 千円、 前年度当初予算額 33,220 千円)

被保険者の末梢神経疾患及び運動器疾患について、はり・きゅう施術を行った場合、施術費の一部を助成する。助成額は1術・2術ともに1回700円、1月5回を限度とする。

- i 禁煙サポート事業 (予算額 162 千円、 前年度当初予算額 162 千円) 禁煙希望者 (15 名) を公募し、禁煙支援に使用するニコチンパッチ 4 週間 分を、薬局を通じて支給する。
- i 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

(予算額 5,595 千円、 前年度当初予算額 5,192 千円)

慢性腎臓病(CKD)及び糖尿病性腎臓病等の患者に対して、管理栄養士による保健指導を行う。また、重症化予防・人工透析への移行防止として、 未受診者や治療中断者等に通知や面談などの受診勧奨を行う。

(工) 啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。 【事業概要】

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する。
- b パンフレットの配付を行うと同時に、随時、テレビ等のマスメディアや広報 紙等を積極的に活用していく。
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し放送する。
- d 全被保険者を対象に、年6回医療費通知を送付する。

8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正(今後改正予定)

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

(施行期日:平成30年4月1日予定)

ア 改正内容

国民健康保険税の基礎課税限度額を58万円(現行54万円)に引き上げる。

	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
現行	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円
改正案	<u>58 万円</u> (+4 万円)	同上 (据置)	同上 (据置)	93 万円 (+4 万円)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(施行期日:平成30年4月1日予定)

ア 改正内容

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

イ 具体的な内容

(ア)5割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

,	基準額(基準額以下の場合軽減対象となる。)				
現行	33 万円+27 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)				
現 行	(給与収入約 188 万円、3 人世帯)				
7h 77 5kg	33 万円+27.5 万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者数)				
改正案	(給与収入約191万円、3人世帯)				

(イ) 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	基準額(基準額以下の場合軽減対象となる。)				
現行	33 万円+49 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)				
玩 1.1	(給与収入約 283 万円、3 人世帯)				
改正案	33 万円 + 50 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)				
以止朱	(給与収入約 287 万円、3 人世帯)				

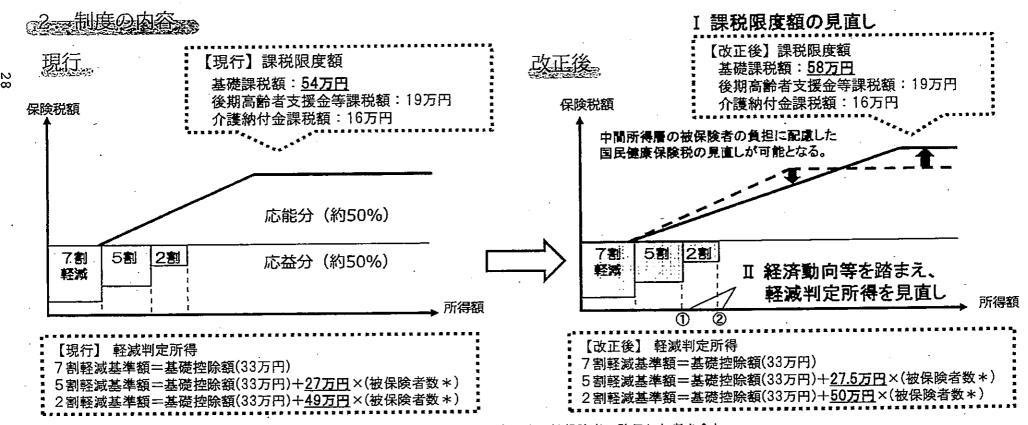
※特定同一世帯所属者:国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことにより、国民健康保険の被保険者ではなくなった者。

<参考資料>

1 平成30年度国民健康保険制度改正

は、大組の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円(現行:54万円)に引き上げる。
- Ⅱ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を 27.5万円(現行:27万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を 50万円(現行:49万円)に引き上げる。



^{*}被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。